

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議開催要
綱

平成26年4月1日

告示第69号

(趣旨)

第1条 本市において、史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画を策定するに
当たり、広く有識者等から意見、助言等を求めるため、史跡佐渡金銀山
遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議(以下「専門家会議」という。)
を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 専門家会議において意見、助言等を求める事項は、次のとおりと
する。

- (1) 史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が意見等を求める必要があると認め
る事項

(出席の依頼)

第3条 市長は、専門家会議に、次に掲げる者のうちから15人以内の者に
出席を依頼する。

- (1) 学識経験又は知識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 専門家会議は、その互選により専門家会議を進行する座長を定め
るものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の
指名する者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その
意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催通知)

第6条 市長は、専門家会議の開催日時、場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって第3条の規定により出席を依頼する者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 専門家会議の出席者は、この専門家会議で知り得た秘密を漏らしはならない。専門家会議が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第8条 専門家会議の庶務は、世界遺産推進課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、専門家会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。